

# 宇治市教育委員会定例会会議録

日 時 令和5年4月25日（火） 午後6時30分 開議

場 所 宇治市役所 501会議室

## 会 議 日 程

- 日程第1 会議録署名委員の指名について  
日程第2 会期について  
日程第3 報告  
日程第4 報告第3号 専決事項の報告について  
日程第5 報告第4号 行政組織の変更に伴う関係規程の整備に関する規程の報告について  
日程第6 報告第5号 宇治市立の小学校及び中学校に勤務する府費負担教職員の勤務に関する規程の一部を改正する規程の報告について  
日程第7 議案第9号 宇治市生涯学習審議会委員の解嘱について

会議に付した事項 会議日程に同じ

### 出席者

教 育 長 岸 本 文 子  
(教育委員)

教育長職務代理者 加賀爪 毅  
委 員 中 筋 斉 子  
委 員 小 山 栄 子  
委 員 左 聡 一 郎

### (出席職員職氏名)

部 長	福 井 康 晴	副 部 長	上 道 貴 志
教育支援センター長	林 口 泰 之	教育総務課長	吉 田 秀 平
学校管理課長	吉 田 健 一 郎	生涯学習課長	前 田 紘 子
博物館管理課長	家 塚 智 子	学校教育課長	岡 野 健 太 郎
教育支援課長	堀 江 紀 子	学校改革推進課長	吉 川 貴 之
学校改革推進課担当課長	大 槻 翼	教育総務課副課長	渡 邊 聖 介
学校管理課副課長	宮 山 博 輝	生涯学習課副課長	野 口 雅 史
学校教育課副課長	土 井 加 津 美	学校教育課総括指導主事	天 花 寺 裕

教育支援課副課長 辻本直文

(書記職員職氏名)

教育総務課企画庶務係長 稲垣大祐 教育総務課主事 西村結衣

## 開 会 (午後6時30分)

○開会宣言 教育長が4月教育委員会定例会議の開会を宣言する。

○日程第1 会議録署名委員の指名について

教育長から宇治市教育委員会会議規則第13条第3項の規定により、小山委員を指名する。

○日程第2 会期について

教育長から1日限りとする旨の提案があり、全会一致で決定する。

○日程第3 報告

- (1) 給食センター基本計画について
- (2) 給食センター検討委員会について
- (3) 令和4年度宇治市総合野外活動センターの利用者数について
- (4) 令和4年度宇治市源氏物語ミュージアム入館者数等について
- (5) 令和5年度の小中一貫教育の取組について
- (6) 宇治市乳幼児教育・保育推進協議会について
- (7) 令和4年度情報公開の状況について
- (8) 「要望書」等について
- (9) 宇治市教育委員会後援事業について

以上9件を報告する。

(1) 給食センター基本計画について

[説明]

「宇治市学校給食センター基本計画」について、資料に沿って説明する。

P2～3は「学校給食の基本的な考え方」として全体の流れを記述しているが、基本的には令和2年3月の「中学校給食基本構想」の対応を中心としている。P4～5は「給食センター施設整備の基本的な考え方」をまとめている。こちらは骨子として令和5年2、3月にお示しした内容であり、衛生管理ではHACCPのことやアレルギー対応、献立、食育、そして食数の設定については、建設候補地が8,000㎡であることから、

6,000食と考えていたが、もう少し増やすことができないか検討した結果、6,500食となっている。その他、省エネルギー推進、災害対応、そして整備時期については令和8年度早期の竣工を目指している。P6に基本方針の3つ「おいしい給食」「たしかな給食」「はぐくむ給食」を掲げ、P7に「おいしい給食」について記述し、P8に「たしかな給食」については衛生管理、異物混入防止等について記述している。P9「はぐくむ給食」では食育を意識した内容の記述となっている。P10～11は児童・生徒数の推計であり、いずれも微減の傾向がある。P12～13は学校の配置図である。P14「施設整備計画」で建設候補地の選定ということで、宇治少年院跡地の一部を検討している。P15には市街化調整区域であることや、上下水道、ガス、電力のインフラ整備状況、各学校への移動時間について。P16～21は給食センターの整備の考え方として、ゾーン分けしており、部屋や動線の考え方について記述し、P22～23にイメージ図がある。今のところデザインビルド方式で行う予定で、実際のところ今後の発注が検討内容によって変わってくるが、現在考えている形がこのイメージ図である。P24が配送計画で、調理後2時間以内に喫食できるよう考えている。P25が配送方法で、2段階配送と1段階配送があり、給食と食器・食缶を一緒にするか別にするかというところであるが、いろいろなことを踏まえながらこの2つを組み合わせる配送することを考えている。P26は配送に使うコンテナを導入し、この中に食缶・食器や食材が収まっていく。配送車は、3トン車、2トン車等に積んでいくことを想定している。P27に食器があり、食缶は温度が保たれるというものである。P28には食育に関する機能として見学通路、研修室、献立試作室、ICTの活用を記述している。P29にもガスコージェネレーション等省エネルギー対策について、ごみ減量の対応、災害対応にふれている。最後に、事業スケジュールについてだが、今年度中に事業者選定し、令和8年度の供用開始を目指している。

#### [質 疑]

[委 員] 追加設備を考えなくてはならないような想定はあるか。

[事務局] 今からこれをもとに設計に入りいろんな議論がされると思うが、抜け落ちていること等があればその際に設計に追加したり等の調整をし、建設につなげていくことを考えている。

[委 員] 1階だけで広く動線をとるというのではなく、2階建てで調理室と人がいる場所と分ける、ということになるのか。

[事務局] そのとおりである。例えば見学通路はどうしても上から見ることにしないと難しい。また敷地の広さからしても2階建てが妥当と考える。

[委 員] 源氏物語ミュージアムでの空調設備工事において煩雑な状況があったので、給食センターでも同じようなことが起こらないよう検討していただきたい。

[事務局] 源氏物語ミュージアムでは24時間空調という特殊なものがあるが、給食セ

ンターでは調理室でいろんな釜を使い、熱関係の管理が学校設備とは違うところになるので、それを踏まえたものにしていく。

[委員] 献立の作成について、給食センターになることにより変更したことはあるのか。というのは今まで以上におそらく自由がきかなくなると思う。例えば、直前に決めていた献立がセンターになればもっと早めに決定しなくてはならないという流れが出てくると思う。

[事務局] 大規模、大量になると確かにご指摘のとおりだと思ふ。しかし今までやっていた行程もできるだけ残せるイメージも持っており、工夫できるところはしていきたいと考えている。

[委員] 要望としては、給食センターは効率的になるとは思ふが、どうしても大量になるのでなかなか希望に添えない部分があると思ふ。献立はより綿密に、例えば子どもたちが食べている時に喜んでいいるリアクションをどんどん取り入れる、逆に不人気だったものは調理方法を変えたり等、柔軟な対応をし、献立を決めていっていただければと思ふ。

[事務局] 運用面ではそこまで厳密な議論ができていない部分もあり、まず基本計画をたてて、これをもとに整備する業者を決めるため、デザインビルド方式で行う要求水準書を作っているところである。主に設備等の建物部分のことになるが、検討委員会でも議論になっていた献立や食育のことについても十分に実施していくことができるような給食センターになる提案をしてもらう予定である。

## (2) 給食センター検討委員会について

[説明]

デザインビルド方式で施工する予定の給食センターの契約に向けて、事業者選定を行うための委員会である。整備後も良好な運用について確認いただきたいと考えている。委員は、学識経験者4名、行政職員3名。第1回目の会議を令和5年4月18日に開催し、以後3回程度開催の予定である。

[質疑] なし

## (3) 令和4年度宇治市総合野外活動センターの利用者数について

[説明]

宿泊・日帰り別の利用者数については、宿泊は、前年度と比較して114.1%増加し24,655人、日帰りは54.7%増加し53,194人、合計は69.6%増加し77,849人となった。直近5年間の利用者数年計については、新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2、3年度の2か年で大きく減少したが、令和4年度については一定回復傾向が見られた。オープン時からの利用者数累計については、令和4

年度末時点で 2, 036, 744人である。

[質 疑]

[委 員] 宿泊は、小学生の林間学習が中心なのか。

[事務局] そのとおりである。

[委 員] 一般の利用も少しずつ増えているのか。

[事務局] 宿泊も日帰りも、一般の利用も増えている。

[委 員] 月別で見ると7月、8月の利用が多いが、一般の利用が多かったのか。

[事務局] 新型コロナウイルス感染症拡大前同様、夏休み期間に家族連れの利用が多かった。

#### (4) 令和4年度宇治市源氏物語ミュージアム入館者数等について

[説 明]

令和4年度は、空調機器改修工事のため、令和4年11月21日から令和5年3月13日まで臨時休館し、休館期間が長かったが、有料ゾーンの入館者数は47,491人、無料ゾーンのみ利用の入館者を含めた総入館者数は、63,822人となった。平成10年11月の開館からの累計は、2,507,414人となった。

事業案内リーフレットについては、当館はもちろんのこと、市内の公共施設や、広告を掲載していただいた事業所、全国の博物館施設及び観光施設、旅行会社等エージェント等に設置し、当館の事業について、周知に努める。

[質 疑]

[委 員] 事業案内リーフレットの広告はどのような基準で掲載しているのか。

[事務局] 宇治市内に事業所があり、宇治市の観光にお力添えをいただいているところとしている。

[委 員] 宇治市から依頼しているのか。

[事務局] 宇治市のホームページで公募し、応募のあった事業所から選定している。

[委 員] 応募があったのは、今年度はこの4事業者だけだったのか。

[事務局] そのとおりである。

[委 員] 報告資料に「平成30年9月からは無料ゾーンを含む入館者数がカウント可能となった。」とあるが、これはどういうことなのか。

[事務局] 平成30年9月にリニューアルした際に、エントランスを通ると人数がカウントされるカウンターを設置した。これまでは有料ゾーンに入館した人数のみの来館者数であったが、無料ゾーンもあり、実際どれくらいの人が来館されたのかカウンターにより確認できるようになった。

## (5) 令和5年度の小中一貫教育の取組について

[説明]

はじめに「令和4年度の小中一貫教育の取組到達状況」であるが、(1) 系統的・継続的な学習指導・生徒指導の充実では、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策を講じ、安全に配慮しつつ、ラーニングコーディネーターを中心に授業づくりや授業改善、学力向上に向けた教育活動の充実を進めてきた。次に(2) 中学校ブロックにおける特色ある教育活動の展開については、各校の校風 伝統を継承する形で特色ある教育活動を展開した。新型コロナウイルス感染症の影響を受けた3年間の経験を踏まえ、実施することを基本とし、感染状況に応じてオンラインや対面等工夫しながら実施し、タブレット端末の活用、ICTを活用し工夫した取組も行われてきた。(3) 家庭や地域連携では、各ブロック、各校の取組の中で、新型コロナウイルス感染症の感染状況に応じて保護者や地域の方を学校に招いての取組を実施し、ポストコロナへ向け工夫した取組が進められた。取組が「見える取組」となるよう広報誌の発行やホームページの活用など情報発信を進めてきた。(4) 中学校ブロックの推進体制と取組の充実・改善では、小中一貫教育推進体制を基盤に、ラーニングコーディネーターを要として、各校のコーディネーターとの連携を密に図る中で、ブロックの課題を焦点化させることにより、めざす子ども像や学力観について理解を深め、学力向上に向けた教育活動の充実を進めた。

次に「令和5年度の小中一貫教育の到達目標」であるが、ポストコロナに向け内容の見直し、改善をしていきたいと考えている。昨年度小中一貫教育推進協議会でご意見を聞きながら、これまで示してきた小中一貫教育の目標である「学校が変わり、地域が変わり、そして子どもたちが光り輝く小中一貫教育」に、新たに「子どもと子ども、子どもと教職員、教職員と教職員、地域と学校をつなぎ、学びと育ちの絆が深まる宇治市の小中一貫教育 つながりとふれ合いの中で愛情や信頼を感じ、たくましく、仲間と高め合う宇治市の子ども」として、4つの項目を新たな視点でまとめている。

まず(1) 9年間を見通した子どもの育ちと学びのつながりでは、「◆子どもにとってより良い育ちの場をつくる」「◆より良い学びとなるよう、子ども自身に見通しをもたせた教育活動を行う」として、本市の喫緊の課題である学力の充実・向上を実現するために、各種テストの結果分析を行い、実態に即した課題を明確化・焦点化し、課題解決に向けた具体的な取組を推進していくものである。また、就学前から義務教育の先まで見通した小中一貫教育の実現のため、ラーニングコーディネーターを有効に機能させ、カリキュラム・マネジメントの視点を取り入れた取組を推進していく。また、小中連携の取組を通して、子どもたちに将来の自分の姿をイメージし、目標をもって前向きに学校生活を送れるよう中学校ブロックでの地域の特色を活かした取組を進めていく。

(2) 連続性のある子ども理解と生徒指導では、「◆児童生徒を小中の教職員が相互に理解し、共通の姿勢で指導する」「◆切れ目のない支援で子どもの育ちを支える」として、これまでの小中一貫教育の推進体制を活かし、子どもたちを小中の教職員が相互に理解し、日常的に情報共有を行うことで、組織的かつ継続的で連続性のある支援や指導

を推進していく。また、地域や関係機関とも連携し、多面的、多角的な視点で子どもの理解ができるよう進めていく。次に(3) 指導や支援に磨きがかかる教職員の連携と協働では、「◆組織的に取り組む」「◆ブロックの教職員の実践力を向上させる」として、各ブロック校長会の方針のもと、ラーニングコーディネーターを要に、「ジョイントプラン」に基づいて、小中の教職員が連携・協働して小中一貫教育を推進していく。また、各中学校ブロックで研修・研究に取り組み、教職員の実践力の向上をしていく。最後に(4) 家庭・学校・地域でつくる育ちの輪では、「◆地域、保護者とともに子どもの育ちを支える」「◆地域が軸となり、小中学校、児童生徒をつなぐ」として、家庭においても児童生徒が主体的に学習に取り組む環境の構築に向けて、学校と家庭が連携・協力し、生涯にわたって自ら学び続ける学習習慣の定着を図る取組を進めていく。さらに地域とのつながりを大切にし、家庭・学校・地域が協働で取り組み、子どもたちに豊かな環境での学びを提供し、自尊感情や自己有用感を高める取組を進めていく。そしてこれらの様々な実践が、小中一貫教育の取組として「見える取組」となるよう広報誌の発出や学校ホームページに加え、各種団体が発行する機関誌等も活用し、適時性のある積極的な情報発信となるよう、また地域、保護者からの意見や考え等も大切にし、アンケート等も実施して、積極的に情報収集を行い、双方向型の取組を進めていきたい。

#### [質 疑]

[委 員] 各学校のホームページについて、以前は各学校でいろんな体裁があったが、何年前から割と同じフォーマットになってきているように思う。ホームページの運営は各学校が自由にしているのか、それとも何か規制があるのか。

[事務局] ご指摘の通り、数年前から同じフォーマットを使っているが、ホームページの運営はそれぞれの学校で行っている。

[委 員] 共通のフォーマットを使っているけれども、学校独自の特色あるページになるよう工夫してやっているということでしょうか。

[事務局] その通りである。フォーマットは同じだがレイアウトは変更ができる。

### (6) 宇治市乳幼児教育・保育推進協議会について

#### [説 明]

まず、目的としては、全ての就学前施設が施設類型を超えたネットワークを構築し、乳幼児期の子ども達の状況や課題を共有し、連携、協働して研究・研修を行うこと等として、子どもの育ちや家庭・地域の教育、保育力の確保・向上を支援するため設置するものである。協議会においては、(仮称)宇治市乳幼児教育・保育支援センターで取り組む3つの柱「研究・研修」「保幼小連携」及び「発達・子育て支援」について検討を行うものとしている。

次に本協議会の委員については、学識経験を有する者1名、幼稚園・保育施設の従事者4名、小学校の関係者1名、療育施設の従事者1名の合計7名を委嘱予定である。

今後のスケジュールについては、令和5年4月28日に協議会の設置・第1回の会議開催を予定している。なお、専門部会の開催回数、開催時期等については、今後の協議会において決定する予定としている。

[質 疑]

[委 員] 協議会の委員で小学校の関係者は、教職員か。

[事務局] 以前の検討委員会では校長に入っていたので、そういう方になると思う。

[委 員] 福祉関係のサポートをしていただけるような方はいるのか。療育施設の従事者とはまた違う。学識経験を有する者は療育の先生なのか。

[事務局] 大学の幼児教育の先生になる。

[委 員] 以前に療育施設の方達との研修（早期療育ネットワーク）で、地域と家庭をつなぐ知識を有する方に入って欲しいということをお願いしていたが、委員の方々の構成が変わることはあるのか。

[事務局] 委員の構成についてはこの7名だが、専門部会では委員の意見を踏まえる中で、対応について検討する。

#### (7) 令和4年度情報公開の状況について

[説 明]

令和4年度の教育委員会への情報公開請求は全部で6件であった。うち、全部公開が1件、部分公開が4件、取り下げ1件となっている。部分公開については、宇治市情報公開条例第6条第2号及び第3号の規定によるもので、個人や法人の氏名・印影などは公開していない。なお、本件にかかる不服申し立てはなかった。

[質 疑]

[委 員] 取り下げの理由は何だったのか。

[事務局] 理由は承知していない。

[委 員] ラインパウダーの領収書の閲覧する理由とは何か。

[事務局] 請求人の学区の学校開放関係において、委託料が毎年適正に支出されているのかを確認するためであると考えられる。

#### (8) 「要望書」等について

[説 明]

遊田南町内会より「(仮称)西小倉小中一貫校の建設中についての要望」の提出があった。

## (9) 宇治市教育委員会後援事業について

[説明]

宇治モラロジー事務所主催の「第11回「家族のきずな」作文募集事業」他4件の事業について後援した。

### ○日程第4 報告第3号 専決事項の報告について

[説明]

本件は、宇治市教育委員会事務委任等に関する規則第4条第1項第4号の規定に基づき、専決処分を行い、宇治市教育委員会事務委任等に関する規則第4条第2項の規定により報告するものである。

まず、専決第4号「宇治市教育委員会職員の任免について」であるが、宇治市教育委員会事務委任等に関する規則第4条第1項第2号の規定により、定期人事異動に伴う宇治市教育委員会職員の管理職以外の任免について、専決処分を行った。

次に、専決第5号「宇治市学校運営協議会委員の任命について」である。学校運営協議会委員は、各校の学校運営協議会で「育てたい子ども像」、「目指すべき教育」のビジョンを保護者や地域と学校が共有し、目標の実現に向けた熟議を行っていただく。なお、委嘱した委員は合計258名であり、全員を4月1日付で任命するものである。

[質疑] なし

### ○日程第5 報告第4号 行政組織の変更に伴う関係規程の整備に関する規程の報告について

[説明]

本改正は、令和5年度の行政組織の変更に伴い、「宇治市教育委員会事務決裁規程」及び「センター長等の掌理する事務を定める規程」について、所要の改正を行ったものである。まず、宇治市教育委員会事務決裁規程は、行政組織の変更に伴い、大久保青少年センター館長を正規職員から会計年度任用職員に変更し、学校改革推進課担当課長の決裁を追加する。また、個人情報の保護に関する法律の改正に伴い、本規程においてもその共通ルールを根拠に個人情報を取扱うこととするよう改正するものである。次に、センター長等の掌理する事務を定める規程については、乳幼児教育・保育支援センター準備室の設立に伴い、学校改革推進課担当課長等の掌理する事務を定めるよう改正するものである。なお、本規定は、令和5年4月1日から施行した。

[質疑] なし

### ○日程第6 報告第5号 宇治市立の小学校及び中学校に勤務する府費負担教職員の勤務に関する規程の一部を改正する規程の報告について

[説 明]

本改正は、「京都府立学校職員服務規程」の一部改正に伴い、所要の改正を行ったものである。改正の内容は、再任用短時間勤務職員に関する制度が廃止されることに伴い、再任用短時間勤務職員を定年前再任用短時間勤務職員に変更するものである。なお、改正後の本規程は令和5年4月1日から施行した。

[質 疑] なし

○日程第7 議案第9号 宇治市生涯学習審議会委員の解嘱について

[説 明]

本件は、宇治市の生涯学習の振興について、宇治市の小中学校の代表として、宇治市生涯学習審議会において意見を述べていただくため、宇治市校長会から推薦をいただいているが、この度、令和3年6月1日より委嘱していた、岸田 和男氏が令和5年3月31日をもって校長を退職されたことに伴い、解嘱するものである。

[質 疑]

[委 員] 新たな方は委嘱されるのか。

[事務局] これまで第10期の生涯学習審議会委員として務めていただいていたが、令和5年6月から新たに第11期が始まるので、その際に他の委員と合わせて委嘱をさせていただく予定である。

[討 論] なし

[採 決] 採決の結果、全会一致で可決する。

○閉会宣言 教育長が4月教育委員会定例会の閉会を宣言する。

閉 会 (午後7時18分)